
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 5

～ テーマ ～

『計算過程における検討過程の記載方法』

TAC税理士講座
平成23年4月2日
担当：能勢祐子

Contents

1	はじめに ～プロローグ～	1
2	過去問題改題 1～5	2
3	練習問題①～③	7

◆ 今回のテーマについて

近年の法人税法の本試験の計算問題では、単純に別表調整をする金額を求めるだけでなく、調整についてのコメントや調整を要しない場合のその理由などいわゆる検討過程の記載を多く求められる傾向にあります。そこでこの検討過程の記載内容について、まだ慣れていない受験生の方を対象に具体例を挙げながら、記載すべき内容についてレクチャーします。

直前期に入る前にこのセミナーで検討過程の記載に関する不安を払拭しましょう。

問題 1 平成 17 年度本試験改題

1 仮払金について

残高 1,000,000 円は、翌期に開催のパーティのために、Q ホテルに支払った着手金である。なお、このパーティは、予定どおり実施された。

2 貸倒引当金について

— 中略 —

甲社には、前 4 期間において、金銭債権の全部又は一部が切り捨てられたことはなく、また、損金経理によって貸倒損失及び法人税法第 52 条第 1 項(貸倒引当金)に規定する貸倒引当金を計上した記録はなかった。

当期中に金銭債権の全部又は一部が切り捨てられたことはなく、また、当期末において取立不能が見込まれる金銭債権及び法人税法第 52 条第 1 項に規定する貸倒引当金の対象になる債権はない。

3 前期損益修正益について

電力会社から平成 23 年 6 月に、電力計の設定誤りによって平成 13 年から平成 22 年までの過去 10 年間にわたって電力料金が過払いになっていたとの通知を受けた。正確な過払料金については不明とのことであり、各種の資料をもとに双方で話し合いを行った結果、金額の合意ができ、当期に一括して返還を受けた。

なお、判定の結果、計算対象に含まれない場合も、その根拠等を付した上で、必ずその旨を簡潔に記すこと。単に計算式に含めていないだけでは採点しない。

<解答>

1 仮払金について

前払交際費に該当するため、支出交際費等には含めない。

2 貸倒引当金について

前 4 期間において、貸倒損失及び個別貸倒引当金の損金算入が発生していないため、貸倒実績率による繰入限度額は 0 となる。

3 前期損益修正益について

過払額はその返還を受けるべきことが確定した日の属する事業年度の特別利益として益金算入すべきであり、前各事業年度の修正申告を行わない。

問題 2 平成 18 年度本試験改題

次の資料により、当社（期末資本金の額 1 億 5 千万円）の当期における税務上調整すべき金額を、法的な判定のプロセスを示しながら計算しなさい。

なお、計算の対象にならない項目についても、「〇〇は××なので非交際費」などのように簡潔に記すこと。

- ① 接待交際費に計上されている金額 2,000,000 円は、すべて当社の事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものであり、福利厚生費又は会議費として通常要する費用に該当するものは含まれていない。

また、他の科目で処理されたものの中に、交際費等に該当するものはない。

- ② 飲食費については、以下のとおり支出の明細に関する書類を作成しており、①の接待交際費に含まれている。

年月日	飲食店名	金額(円)	人数	飲食等をした者
23. 7. 14	レストランN	25,000	5	当社役員及び従業員、得意先役
23. 7. 14	クラブO	15,000	3	当社役員及び従業員
23. 10. 5	Pホテル	18,000	2	当社役員、得意先役員
24. 3. 6	料亭Q	10,000	2	当社役員及び前代表取締役の妻

※ 平成 24 年 3 月 6 日の料亭Qにおける支出は、前代表取締役の一周忌を迎えて、その妻の労をねぎらったものである。なお、前代表取締役の妻は、現在も、別の当社取締役の親族である。

<解答>

(1) 判 定

- ① レストランNにおける飲食費

得意先との飲食費で一人当たり 5,000 円以下のあるため、非交際費

- ② クラブOにおける飲食費

従業員等に対する接待であるため、交際費

- ③ Pホテルにおける飲食費

得意先との飲食費に該当するが一人当たり 5,000 円超であるため、交際費

- ④ 料亭Qにおける飲食費

従業員等に対する接待であるため、交際費

(2) 交際費等の損金不算入額

2,000,000 円－25,000 円＝1,975,000 円（加・流）

問題 3 平成 21 年度本試験改題

当期における役員及び役職者に対する給与の支給額は次のとおりである。

(単位：円)

氏名	役 職	各月の支給額			賞 与	年支給額
		4月～6月	7月～12月	1月～3月		
F	代表取締役	2,000,000	2,200,000	1,500,000	0	23,700,000
G	専務取締役	1,500,000	1,800,000	1,200,000	0	18,900,000
H	常務取締役	1,300,000	1,600,000	1,000,000	0	16,500,000
I	取締役技術部長	1,000,000	1,200,000	850,000	500,000	13,250,000
J	取締役営業部長	1,000,000	1,200,000	850,000	500,000	13,250,000
K	システム部長	800,000	800,000	700,000	300,000	9,600,000
合 計					1,300,000	95,200,000

- (1) 平成23年6月28日開催の定時株主総会にて、比較的業績の良かった前期の業績を背景にして役員給与の増額改定の決議を行い、7月分から増額後の給与を支給した。
その後、予想に反して当期の下期の業績は下方修正を余儀なくされ、株主から役員給与の減額を検討すべきとの申入れがあり、また、取引銀行に対して健全な経営姿勢を示すために、平成23年12月21日に取締役会を開催して役員給与の減額改定の決議を行い、平成24年1月分から減額後の給与を支給している。
なお、甲社は、役員給与の支給限度額について、定時株主総会において68,000,000円以内と決議し、その範囲内で、定時株主総会後に開催する取締役会において各人別の支給額を決定している。
- (2) 役員I及びJは、使用人兼務役員に該当する。これらの者に対する賞与に関し、法人税法第34条第1項第2号に規定する事前確定届出給与に関する届出は行っていない。なお、KはI及びJの使用人としての職務と類似する職務に従事している。
- (3) 各役員について、その職務の内容等に照らし不相当に高額と認められる給与の額はない。

<解答>

(1) 法人税法第34条第1項

6月25日の増額改定は、期首から3月以内に改定された場合に該当し、12月21日の減額改定は経営状況が著しく悪化したこと等の理由（業績悪化改定事由）による減額に該当し、改定前後においてそれぞれ同額であるため、役員に対する各月の支給額は定期同額給与に該当する。

取締役技術部長及び取締役営業部長に対する賞与は使用人賞与に該当するため、法34条1項の規定は適用されない。

(2) 法人税法第34条第2項

- ① 実質基準では不相当に高額と認められる金額はないため、損金不算入額はない。
- ② 形式基準では定時株主総会において決議した金額の範囲内で、取締役会において各人別の支給額を決定し支給しているため、損金不算入額はない。

問題 4 平成 21 年度本試験改題

当期の租税公課勘定には次のものが含まれている。

- ① 役員改選登記を懈怠したことにより、法務局より科された過料 60,000 円
- ② 取引契約書に印紙を貼付したが、消印を失念したため課された過怠税 40,000 円
- ③ 在オランダ国の 100%子会社である現地法人から平成 23 年 12 月 10 日に送金を受けた利益の配当金について、オランダ国において源泉徴収された 100,000 円

<解答>

- ① 過料及び過怠税は損金不算入の租税公課であることから損金の額に算入しない。
- ② 外国子会社からの配当金についての源泉徴収税額は、外国子会社配当の益金不算入の適用を受ける場合には、各事業年度の損金の額に算入しない。

問題5 平成22年度本試験改題

甲社は、5年前に中部圏地域における食品部門の販路を拡大するため、出資割合を60%、地元企業を40%とするF販売社（以下「F社」という。）を設立した。当初の予想に反して販売実績は計画の60%程度の達成率で、利益を生み出すことができず、相当程度の債務超過となって経営が危機的な状況となった。このため、F社の関係者で再建計画を作成してその可能性を検証したところ、今後数年で利益が得られる見込みとなった。

この再建計画では、甲社がF社に賃貸しているF社営業所用の土地建物を無償でF社に提供し、F社はこれを他に転売してその譲渡代金で金融機関に借入金を返済する、また、金融機関及び一般の債権者はF社に対する債権の一部を切り捨てるとともに、残額の弁済を一定期間猶予することについて、利害の対立する複数の当事者間で合意が成立している。

甲社は自社の株主の同意を得て、平成24年2月25日に当該土地建物を無償でF社に提供し、その帳簿価額100,000,000円を特別損失に計上している。なお、F社への提供時における当該土地建物の市場価格は、不動産鑑定士の鑑定及び不動産流通会社の査定を踏まえると95,000,000円であった。

解答に当たっては、判断の根拠を記入すること

<解答>

F社に対する土地建物の提供につき、甲社が収益の額として益金の額に算入すべき金額は、市場価格である95,000,000円であり、収益にかかる原価の額として100,000,000円が損金の額に算入される。

なお、子会社等に対して無利息貸付け等をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

F社は相当程度の債務超過となって経営が危機的状況であり、本件土地建物の無償提供を含む再建計画は、金融機関を含む利害の対立する複数の当事者間で合意が成立していることから、本件土地の無償提供に係る95,000,000円に対して寄附金の損金不算入の規定の適用はない。

練習問題①

平成 24 年 2 月 1 日にリース会社から次の契約内容で器具備品 E（耐用年数 5 年）を賃借し事業の用に供しており、月額リース料 2 月分及び別途支払った事業供用に係る費用 127,000 円と合わせた金額が賃借料勘定に含まれている。

なお、調整が必要な場合には申告調整によるものとする。

<リース契約の内容>

- ① リース期間は平成 24 年 2 月 1 日より 3 年間。
- ② リース期間において甲社が支払うリース料の金額の合計額は、器具備品 E の取得のために通常要する価額のおおむね全額を支弁する。
- ③ 月額リース料は 94,250 円である。
- ④ 中途解約はできず、使用に伴って生ずる費用は実質的に甲社が負担する。
- ⑤ リース期間終了時に、甲社は器具備品 E を著しく有利な価額で購入する権利が与えられている。

検討過程
(税務上のリース取引に該当するか否か検討しなさい。)
(所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当するかどうか検討しなさい。)

<解答>

(税務上のリース取引に該当するかどうか検討しなさい。)

当該リース取引は、中途解約不能であり、かつ、リース料総額は器具備品 E の取得のために通常要する価額のおおむね全額を支弁する（リース資産の取得のために通常要する価額の 90% を超える。）ことから、費用を実質的に負担するものに該当する。したがって、税務上のリース取引に該当する。

(所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当するかどうか検討しなさい。)

当該リース取引は、リース期間終了時において甲社に対して器具備品 E を著しく有利な価額で購入する権利が与えられているため、所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当する。

練習問題②

当期に取得した減価償却資産のうち金額が僅少なものは次のとおりであり、甲社（青色申告書を提出する中小企業者等に該当する。）はこれらの取得価額相当額を損金経理により消耗品費勘定に計上している。

区 分	取得価額	法定耐用年数	取得年月日	備考
応接セット	150,000 円	6 年	平成 24. 3. 25	(注 1)
書 籍 棚	90,000 円	5 年	平成 23. 12. 10	
液晶テレビ	500,000 円	5 年	平成 23. 10. 25	(注 2)

(注 1) 取得日の翌月から事業の用に供している。

(注 2) 取得価額は会議室及び休憩室に同一のものを 1 台ずつ設置した際の合計額であり、取得日の翌月から事業の用に供している。

検討過程	消耗品費が当期の損金の額に算入されるか否か検討しなさい。
(応接セット)	
(書籍棚)	
(液晶テレビ)	

<解答>

(応接セット)

当期中において事業の用に供していないため、当期の損金の額に算入されない。

(書籍棚)

- ① 当期において事業供用している。
- ② 1個当たりの取得価額が10万円未満（本問では90,000円）である。
- ③ 全額損金経理している。

以上のすべての要件を満たすため、少額の減価償却資産の規定が適用できる。
したがって、損金経理した金額が損金の額に算入される。

(液晶テレビ)

- ① 甲社は、青色申告書を提出する中小企業者等に該当する。
- ② 当期において事業供用している。
- ③ 1台あたりの取得価額が、100,000円以上300,000円未満（本問では250,000円）である。
- ④ 当該規定の適用を受ける取得価額の合計額が、年3,000,000円以内（本問では500,000円）である。
- ⑤ 全額損金経理している。

以上のすべての要件を満たすため、中小企業者等の少額減価償却資産の特例が適用できる。したがって、損金経理した金額が損金の額に算入される。

練習問題③

甲社が所有する外貨建資産は以下のとおりであるが、甲社は当期末（1ドル＝120円）において何ら処理をしていない。また、甲社は外貨建資産等の期末換算方法については何ら選定及び届出を行っていない。

- ① 売掛金 2,200,000円

平成24年2月に取引を行った外国法人H社に対する売掛金20,000ドルである。帳簿価額は取得日の為替レートである1ドル110円で計算した金額を計上している。

なお、当該売掛金の決済期日は平成24年5月である。

- ② 有価証券 30,300,000円

外国法人I社株式（300,000ドル、売買目的有価証券ではない。）であり取得日は平成23年5月10日である。

検討過程 各外貨建資産の期末換算について検討しなさい。
(売掛金)
(有価証券)

<解答>

(売掛金)

甲社は、外貨建資産等の換算方法を選定していないため、短期外貨建債権である売掛金は、法定換算方法である期末時換算法により換算する。

(有価証券)

I社株式は外貨建売買目的外有価証券で償還期限及び償還金額の定めがないものに該当するため、発生時換算法により換算する。